

秩父市バナー広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市バナー広告掲載取扱要綱（平成21年秩父市告示第181号。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、市ホームページに掲載するバナー広告からリンクするサイトの内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(妥当でない広告)

第2条 要綱第3条で定めるホームページとして妥当でないと認めるものは、別紙のとおりとする。

(掲載位置等)

第3条 要綱第5条で定める広告の掲載位置、枠数及び表示方法は、次のとおりとする。

掲載位置	トップページ画面を含めすべての画面の最下段（同時に、トップページ右上にランダム表示）
枠数	10枠
表示方法	G I F形式（G I Fアニメーションを含む。表示切替は2秒間隔以上）又はJ P E G形式静止画

(申請者の資格)

第4条 要綱第6条で定める申請者については、消費者とトラブルを起こすおそれがない業務を行っているものとする。

(業務の委託)

第5条 広告の募集又は作成等に関し必要な場合は、当該業務を委託することができる。

附 則

この要領は、平成21年11月12日から実施する。